○農林水産省告示第千六百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市千旦林字三津屋一一九七の一（次の図に示す部分に限る。）、一一九七の三九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市安久町四二六二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市美並町高砂字森下六五二の四、六五三の五、六八七の三（次の図に示す部分に限る。）、字赤小場七〇三の六、七〇三の八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市土岐津町土岐口字西山一二九九の一五五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県岐阜市上加納山四七一七・四七一八合併の六五、四七一七・四七一八合併の一一七

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　公共施設用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町東山字増川五六〇の四、五六〇の四の一一三、五六〇の二八、五六〇の二九、五六〇の五二、五六〇の五三、五六〇の一二四から五六〇の二五一まで、六三九の二、六三九の五の一から六三九の五の九まで、六三九の五の一〇から六三九の五の九九まで、六三九の五の一〇〇から六三九の五の一一四まで、六三九の九三、六三九の九七、六三九の九八、六三九の一〇一、六三九の二二から六三九の二九九まで、六三九の三〇七から六三九の三四九まで、六六四の二の七から六六四の二の九まで、六六四の二の一〇から六六四の二の一八まで、六六四の二の三五、六六四の二の四五まで、六六四の二の五二、六六四の六から六六四の一九まで、八九三の一、八九五の二、八九六から八九八まで、八九九の一、八九九の二の一、八九九の二の二、八九九の二の一〇、八九九の二の二一、八九九の二の二六、八九九の二の二八、八九九の六、九〇三の一、九〇三の二、九〇四から九〇六まで、九〇六の二、九〇七、九〇七の二の一から九〇七の二の九まで、九〇七の二の一〇から九〇七の二の五二まで、九〇七の二の五五から九〇七の二の九六まで、九〇七の五五、九〇七の五六、九〇七の一〇一、九〇八、九一二の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百七十一号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

本則の表利率欄中「一・二パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項利率欄中「一・四パーセント」を「一・二パーセント」に、表二の項利率欄中「一・四パーセント」を「一・三パーセント」に、同表三のイの項利率欄中「一・四パーセント」を「一・二パーセント」に、同表三のロの項利率欄中「一・四パーセント」を「一・三パーセント」に、同表四の項利率欄中「一・四パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十四年五月十六日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百七十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　一級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一九二九号	西迫　悦郎	鹿児島県	平成二十四年六月二十五日	釧路水先区
第一九三〇号	雨宮　伊作	東京都	平成二十四年六月二十五日	東京湾水先区

二　三級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇二〇号	山本　大	大阪府	平成二十四年六月二十五日	東京湾水先区
第三〇〇二一号	丸木栄一郎	岩手県	平成二十四年六月二十五日	東京湾水先区